

場合には、その適用前の金額とする。)、法附則第三十五条の二第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第三十五条の四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。以下同じ。)が五〇〇万円以下であるものに対しても、軽減することができる。

(2) 略

二 市町村税関係

(1) 個人の市町村民税及び個人の道府県民税 (法三二三、四五)

(7) 略

(イ) その者(納税義務者の法_____第二百九十二条第一項第七号に規定する控除対象配偶者又は法_____第二百九十二条第一項第八号に規定する扶養親族を含む。)の所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。)がその住宅又は家財の価格の十分の三以上であるもので、前年中の法_____第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額(法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る相当所得等の金額、法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第三十四条第四項に規定する課税長期譲渡所得金額(法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。))、法附則第三十五条第五項に規定する課税短期譲渡所得金額(法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。))、法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引

場合には、その適用前の金額とする。)、法附則第三十五条の二第一項に規定する株式等_____又は法附則第三十五条の四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。以下同じ。)が五〇〇万円以下であるものに対しても、軽減することができる。

(2) 略

二 市町村税関係

(1) 個人の市町村民税及び個人の道府県民税 (法三二三、四五)

(7) 略

(イ) その者(納税義務者の法第二十三条第一項第七号若しくは第二百九十二条第一項第七号に規定する控除対象配偶者又は法第二十三条第一項第八号若しくは第二百九十二条第一項第八号に規定する扶養親族を含む。)の所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。)がその住宅又は家財の価格の十分の三以上であるもので、前年中の法第二十三条第一項第十三号に規定する合計所得金額又は第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額(_____法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第三十四条第四項に規定する課税長期譲渡所得金額(法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。))、法附則第三十五条第五項に規定する課税短期譲渡所得金額(法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。))、法附則第三十五条の二第一項に規定する株式等_____に係る譲渡所得等の金額_____又は法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引

に係る雑所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。以下同じ。)が
一千万円以下であるものに対しては、次の区分により軽減し、又は免除す
る。

略

(ウ) 冷害、凍霜害、干害等にあつては、(ア)及び(イ)によらず、農作物の減
収による損失額の合計額（農作物の減収価額から農業災害補償法（昭和二
十二年法律第八十五号）によって支払われるべき農作物共済金額を控除
した金額）が、平年における当該農作物による収入額の十分の三以上であ
るもので、前年中の法_____
_____第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額が一千万円以
下であるもの（当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が四〇〇万円
を超えるものを除く。）に対しては、農業所得に係る市町村民税の所得割
の額（当該年度分の市町村民税の所得割の額を前年中における農業所得の
金額と農業所得以外の金額とにあん分して得た額）について次の区分によ
り軽減し、又は免除する。

略

(エ) 市町村長が個人の市町村民税を減免した場合においては、当該納税者
に係る個人の道府県民税についても当該市町村民税に対する減免額の割合
と同じ割合によって減免されたものとする。

(2) 略

に係る雑所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。以下同じ。)が
一千万円以下であるものに対しては、次の区分により軽減し、又は免除す
る。

略

(ウ) 冷害、凍霜害、干害等にあつては、(ア)及び(イ)によらず、農作物の減
収による損失額の合計額（農作物の減収価額から農業災害補償法（昭和二
十二年法律第八十五号）によって支払われるべき農作物共済金額を控除
した金額）が、平年における当該農作物による収入額の十分の三以上であ
るもので、前年中の法第二十三条第一項第十三号に規定する合計所得金額
又は第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額が一千万円以
下であるもの（当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が四〇〇万円
を超えるものを除く。）に対しては、農業所得に係る市町村民税の所得割
の額（当該年度分の市町村民税の所得割の額を前年中における農業所得の
金額と農業所得以外の金額とにあん分して得た額）について次の区分によ
り軽減し、又は免除する。

略

(2) 略